

発議案第2号

伊藤仁議員に対する問責決議

上記議案を提出します。

令和7年12月12日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者	津久井 清 氏	賛成者	土屋 裕 彦
賛成者	勝又 勝	賛成者	針貝 和 幸
	泉川 洋 二		小易 和 彦
	森谷 宏		佐藤 剛
	河内 一朗		葛山 隆
	宗川 洋 一		寺本 理
	後関 俊 一		富田 恵
	矢崎 悟		徳野 涼
	伊福 幸 一		水町 元 大
	松原 美 子		
	山中 優 宏		

提案理由

伊藤仁議員は令和6年度及び令和7年度において、県税、市税及び介護保険料の一部又は全部を滞納していたことにより、議員報酬の差押通知を受けていただけでなく、これまで令和6年度の政務活動費の一部を返還し、議長から書面による厳重注意を受けたところである。度重なるこれらの行為は、市民からの負託を受けた議員としての自覚に欠ける行為であり、市民の信頼を著しく失墜させるものである。

よって、本市議会は、伊藤仁議員に対し、猛省を促すとともに、市議会議員としてしかるべき責任を強く問うたため問責決議を提案するものである。

伊藤仁議員に対する問責決議

市議会議員は、市民から負託を受けた立場と職責の重さを十分に認識とともに、法令を遵守し、良識を持って市民の模範となることが求められている。

鎌ヶ谷市政治倫理条例には、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自らその高潔性を明らかにすることを議員の責務として定めている。

しかしながら、議会の中で事情聴取したところ、伊藤仁議員は、これらを遵守すべき立場にありながら、令和6年度及び令和7年度において、自動車税、軽自動車税、市県民税、固定資産税、介護保険料の一部又は全部を滞納していたことにより、本市等から督促状などの通知を再三受けていたにもかかわらず納付義務を果たさず、また、納付相談などの適切な対応もとらないまま滞納を続け、議員報酬の差押通知を受けていたことが分かった。

伊藤仁議員は、これまで令和6年度の政務活動費に対する住民監査請求が提出されたことを契機とし、当該年度の政務活動費の一部を自ら返還する事態となり、議長から書面による厳重注意を受けたところである。

伊藤仁議員の度重なるこれらの行為は、市民からの負託を受けた議員としての自覚に欠ける行為であるとともに、本市議会の品位を損ない、市民の信頼を著しく失墜させるものであり、道義的にも、倫理的にもその責任は極めて重く、誠に遺憾であり、断じて容認できないものである。

よって、本市議会は、本件を厳粛に受け止め、ここに伊藤仁議員に対して、猛省を促すとともに、市議会議員としてしかるべき責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和7年12月12日

千葉県鎌ヶ谷市議会